

平成27年第6回函館市教育委員会定例会 会議録

- | | | |
|------|--------|--|
| 1 | 日 時 | 平成27年6月3日(水) 午後1時30分 |
| 2 | 場 所 | 北海道教育センター |
| 3 | 出席委員 | 橋田委員長, 小葉松委員, 佐藤委員, 須田委員, 山本委員 |
| 4 | 欠席委員 | |
| 5 | 事務局 | 川村生涯学習部長, 小山学校教育部長, 佐藤生涯学習部次長,
対馬生涯学習部次長, 阿部管理課長 |
| 6 | 傍聴者 | なし |
| 7 | 付議事項 | |
| 日程第1 | 報告事項 | ・平成27年度教育費補正予算要求の内示結果について |
| 日程第2 | 議案第1号 | 平成27年度教育行政執行方針の決定に関し, 議決を求めること
について |
| 日程第3 | 議案第2号 | 函館市学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼に関し, 議
決を求めることについて |
| | 議案第3号 | 函館市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定依頼
に関し, 議決を求めることについて |
| 日程第4 | 議案第4号 | 平成28年度使用中学校用教科用図書採択に係る方針の決定に関
し, 議決を求めることについて |
| 日程第5 | 議案第5号 | 函館市中学校用教科用図書選定委員会委員の委嘱に関し, 議決を
求めることについて |
| 日程第6 | 議案第6号 | 函館フットボールパーク条例の一部の施行期日を定める規則の制
定に関し, 議決を求めることについて |
| | 議案第7号 | 函館市民体育館条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を
定める規則の制定に関し, 議決を求めることについて |
| 日程第7 | 議案第8号 | 函館市青少年芸術教育奨励事業企画推進委員会委員の委嘱に関
し, 議決を求めることについて |
| | 議案第9号 | 函館市社会教育委員の委嘱に関し, 議決を求めることについて |
| 日程第8 | 議案第10号 | 函館市学校教育審議会委員の解任に関し, 議決を求めることにつ
いて |
| | 議案第11号 | 函館市学校教育審議会委員の委嘱に関し, 議決を求めることにつ
いて |
| 日程第9 | 視 察 | 函館アリーナ視察 |

■橋田委員長

- 開会宣言 午後1時30分
- 議事録署名人に、小葉松委員、佐藤委員を選任。
- 本日の日程のうち、日程第1、報告事項「平成27年度教育費補正予算要求の内示結果について」から日程第3、議案第3号「函館市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定依頼に関し、議決を求めることについて」まで、および日程第5、議案第5号「函館市中学校用教科用図書選定委員会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を「秘密会」としたいがいかがか。
- 異議がないので、秘密会とさせていただきます。

- それでは、日程第1、報告事項「平成27年度教育費補正予算要求の内示結果について」報告を求める。

(秘密会につき、会議録省略)

■橋田委員長

- 報告事項については、これで終了する。
- 次に、日程第2、議案第1号、「平成27年度教育行政執行方針の決定に関し、議決を求めることについて」を諮る。

(秘密会につき、会議録省略)

■橋田委員長

- 議案第1号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第3、議案第2号、「函館市学校設置条例の一部を改正する条例の制定依頼に関し、議決を求めることについて」および議案第3号「函館市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定依頼に関し、議決を求めることについて」一括諮る。

(秘密会につき、会議録省略)

■橋田委員長

- 議案第2号および議案第3号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第4、議案第4号、「平成28年度使用中学校用教科用図書採択に係る方針の決定に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第4号「平成28年度使用中学校用教科用図書採択に係る方針の決定に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 現在使用中の中学校用教科用図書は、新学習指導要領に準拠するため、平成23年度に採択されたものであるが、その後4年が経過しており、このたび、平成28年度から使用する中学校用教科用図書を採択するにあたり、その手続きについて、提案するものである。
- まず、採択権者であるが、教科書の採択は、教育委員会が行うものである。次に、選定委員会の設置であるが、採択に向けて教科用図書を調査審議するため、条例に基づき選定委員会を設置する。この選定委員は、学識経験者または市立学校の教育職員で、今年度は

72名で組織する。また、第1回選定委員会総会において、函館市教育委員会より選定委員会に諮問するものである。選定委員会に種目別の小委員会を置くこととしており、選定委員の中から指名された5人以上7人以内の委員をもって組織する。小委員会は、教科書ごとに取り扱い内容、内容の程度・配列・分量等、使用上の配慮等について調査・研究し、その結果を選定委員会に報告する。調査・研究の方法であるが、発行者から送付されるすべての教科書見本について、学習指導要領の目標や内容、函館の実情や児童の実態などを踏まえ、文部科学省が発行する教科書編集趣意書および北海道教育委員会が作成する教科用図書採択参考資料を参考として調査・研究を行い、それぞれについて資料を作成する。

- 採択については、選定委員会の調査・研究に基づく答申を参考とし、第7回教育委員会定例会にて採択を行う予定である。教科書展示については、法定展示を南北海道教育センターにおいて6月19日から7月8日までの14日間、特別展示については、函館中央図書館において、10月20日、22日および23日の3日間行うものである。最後に公開についてであるが、教科書採択の公正を保ち、静ひつな採択環境を確保するため、採択手続きはこれまでどおり非公開とし、選定および採択に関する資料等の公開については、採択一覧、採択理由書、答申資料、選定委員名簿および採択に係る教育委員会の議案の会議録の概要を、採択終了後、速やかにホームページに掲載し、公表しようとするものである。

■橋田委員長

- 議案第4号について何かあるか。

(意見なし)

- 議案第4号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第5、議案第5号、「函館市中学校用教科用図書選定委員会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を諮る。

(秘密会につき、会議録省略)

■橋田委員長

- 議案第5号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第6、議案第6号、「函館フットボールパーク条例の一部の施行期日を定める規則の制定に関し、議決を求めることについて」および議案第7号、「函館市民体育館条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■生涯学習部長

- 議案第6号および議案第7号の2件について、順次、説明する。
- まず、議案第6号、「函館フットボールパーク条例の一部の施行期日を定める規則の制定に関し、議決を求めることについて」であるが、このたび制定する規則は、もと北高等学校跡地に整備を進めている人工芝多目的グラウンド、フットサルコートおよび第2クラブハウスの供用開始日を定めようとするものである。工事の進捗状況などを勘案しながら、検討を進めてきたところ、7月中に完成の目処が立ったことから、8月1日から3つの施設の供用を開始しようとするものである。
- 次に、議案第7号、「函館市民体育館条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定に関し、議決を求めることについて」であるが、このたび制定する規則は、函館アリーナの開館日を定めようとするものである。函館アリーナの整備に伴い、昨

年6月に制定した函館市民体育館条例等の一部を改正する条例において、「駐車場を除く体育館は当分の間休館する。」としており、本年1月13日から休館をしていたが、工事の進捗状況などを勘案しながら検討を進めてきたところ、7月中に完成の目処が立ったことから、「体育館は当分の間休館する。」という規定を削除し、8月1日から開館としようとするものである。

■橋田委員長

- 議案第6号および議案第7号について何かあるか。
(意見なし)

- 異議がないので、議案第6号および議案第7号については、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第7、議案第8号、「函館市青少年芸術教育奨励事業企画推進委員会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」および議案第9号、「函館市社会教育委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■生涯学習部長

- 議案第8号および議案第9号の2件について、順次、説明する。
- まず、議案第8号、「函館市青少年芸術教育奨励事業企画推進委員会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、委員の任期満了に伴い、宇佐美雅司氏ほか4名を、平成27年6月18日から平成29年6月17日まで委嘱しようとするものである。
- 次に、議案9号、「函館市社会教育委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、推薦団体からの申し出により、池田孝道氏を、平成27年6月3日から平成28年3月10日まで、委嘱しようとするものである。

■橋田委員長

- 議案第8号および議案第9号について何かあるか。
(意見なし)

- 議案第8号および議案第9号については、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第8、議案第10号、「函館市学校教育審議会委員の解任に関し、議決を求めることについて」および議案第11号、「函館市学校教育審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■学校教育部長

- 議案第10号および議案第11号の2件について、順次説明する。
- まず、議案第10号、「函館市学校教育審議会委員の解任に関し、議決を求めることについて」であるが、推薦団体からの申し出により、平田千恵子氏ほか3名を平成27年6月3日をもって、解任しようとするものである。
- 次に、議案第11号、「函館市学校教育審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、推薦団体からの申し出により、三浦友和氏ほか3名を、平成27年6月3日から平成27年8月31日まで、委嘱しようとするものである。

■橋田委員長

- 議案第10号および議案第11号について、何かあるか。
(意見なし)

○ 異議がないので，議案第10号および議案第11号については，原案のとおり可決する。

■ 終了宣言

○ 午後2時40分

議事録署名人 小葉松 洋 子

〃 佐 藤 敬 一

調製者庶務係 若 崎 友 哉